

相続のお手続き に関するご案内

相続手続のご案内

この度は大切な方がご逝去されましたことを心からお悔やみ申し上げます。
この冊子は、相続手続を進めていただくにあたり、当金庫でのお手続方法などについてご案内しております。

◆ 当金庫の相続のお手続は郵送で行うことができます。



◆ 相続手続受付専用フリーダイヤルより、ご連絡ください。

※お亡くなりになったお客様の通帳・キャッシュカードなどをご準備のうえ、ご連絡ください。

相続のお手続に関するお問い合わせ・ご相談はこちらへ

 コミュニティ・バンク京信 相続センター

<https://www.kyoto-shinkin.co.jp/souzoku/>



0120-385-055

受付時間 9:00～17:00 平日（窓口営業日）※土・日・祝休日除く



目次

I	お手続の流れ	2
II	相続のお手続が完了するまでのお取引について	3
III	相続人様のご確認	4
IV	必要書類のご準備	5
	① 遺言書あり／遺言執行者がいる場合	6
	② 遺言書あり／遺言執行者がいない場合	7
	③ 遺産分割協議書がある場合	8
	④ 遺言書・遺産分割協議書によらない場合	9
	⑤ 裁判所の調停・審判による場合	10
	⑥ その他／該当する場合にご用意いただく書類	11
V	必要書類の補足説明	12
VI	遺産整理業務のご案内	14

ご預金などの相続手続の基本的な流れは次の通りです。

ご逝去 相続開始

- 市区役所・町村役場への「死亡届」のご提出

ご逝去から7日以内

相続発生のご連絡

- 被相続人様(亡くなられた方)の通帳・キャッシュカードなどをご準備のうえ、相続センターへご連絡ください。
- フリーダイヤル ☎ 0120-385-055

相続センターより お手続のご案内

- 今後のお手続の流れ、必要書類についてご案内いたします。
- 預金の支払停止等の措置をとらせていただきます。(亡くなられた事実を当金庫が知った時点で、支払停止等の措置をとらせていただいております。)

関係機関(生前の公共料金、クレジットなどの各種契約関係先)へのお届出・お手続

相続手続の事前確認事項

- 相続人のご確認
- 遺言書の有無のご確認
- 公正証書遺言以外の遺言の場合は、家庭裁判所の検認が必要
- 相続財産の調査・確認
- 特別代理人の選任(相続人に未成年者がいらっしゃる場合)
- 単純承認・限定承認・相続放棄の選択

ご逝去から3ヶ月以内

はじめにご郵送 いただく書類の ご準備、ご郵送

- 亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等の書類および相続人様であることが確認できる書類のご郵送をお願いいたします。
- 被相続人様と相続人様との関係をはじめ、相続に必要な事項を確認させていただきます。

所得税に関するお手続

- 被相続人の所得税の申告・納税(準確定申告)

ご逝去から4ヶ月以内

「相続手続依頼書」 のご記入、ご郵送

- お取引の内容・相続方法に応じた必要書類および当金庫所定の「相続手続依頼書」を相続センターより郵送にてご案内いたします。それぞれ、ご依頼内容の記入と相続人様等の署名・捺印をお願いいたします。
- 相続手続書類は、相続センターへご郵送をお願いいたします。

相続財産の評価額確定
遺産分割協議

金融機関でのお手続(相続預金の払戻、名義変更など)
不動産・有価証券の名義変更など
相続税の申告・納付

ご逝去から10ヶ月以内

預金等の払戻、 名義変更手続

- 相続人様への預金の名義変更や解約金の払戻を行います。
- 計算書およびお手続の終わった通帳等をお返しいたします。

1 お取引内容とお取扱方法

ご預金の名義人様が亡くなられた旨のご連絡をいただいた場合、その名義人様の口座等は以下のように取扱させていただきます。

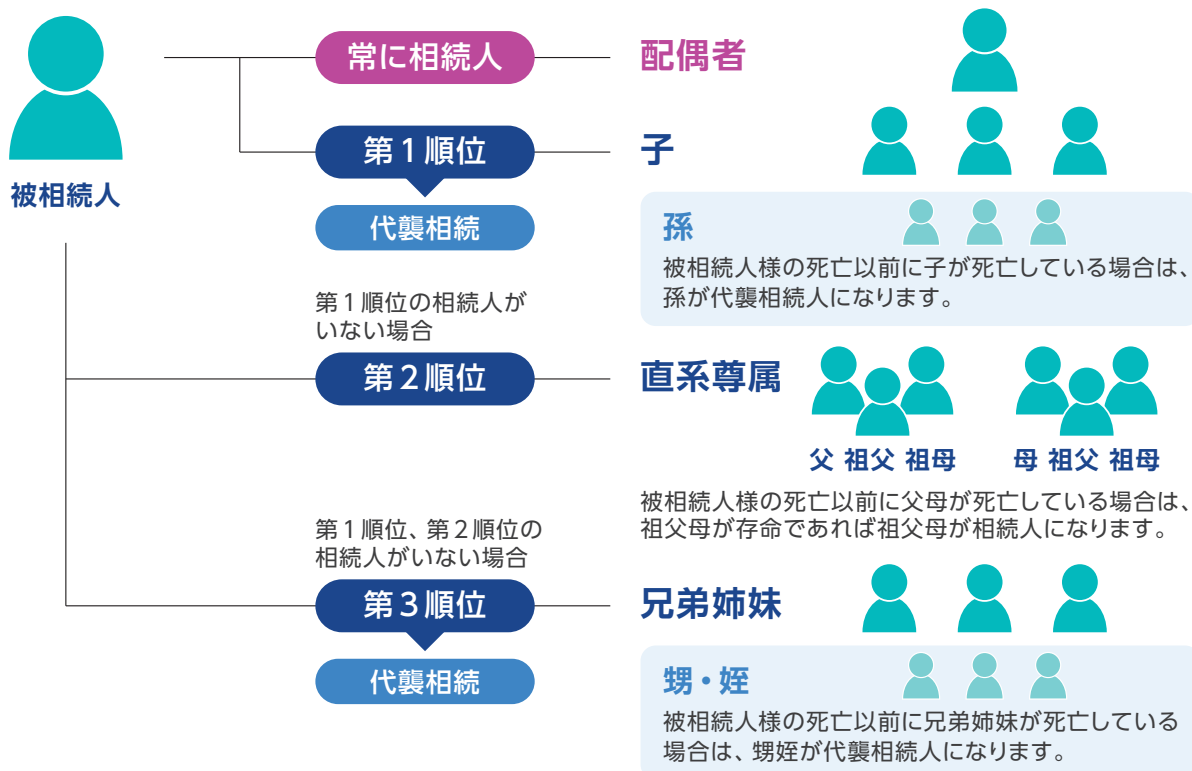
お取引内容	お取扱方法
お引出し	●お取扱できません。
お預入れ	●お取扱できません。
口座振替契約	●お引落（お支払い）できなくなります。 ●引き続き口座振替のご利用を希望される場合は、お早めに引落口座の変更手続きを行ってください。
振込入金	●お取扱できません。 ●家賃等の継続した振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いします。
総合口座取引	●総合口座普通預金に貸越残高がある場合や貸越利息が生じている場合は、原則、総合口座定期預金等を払戻して貸越元金および貸越利息に充当させていただきます。
当座預金取引	●当座勘定規定にもとづき解約処理をいたします。 ●未使用の小切手・手形用紙はご返却ください。 ●未決済の小切手・手形がある場合はお申し出ください。
貸金庫取引	●開扉のお取扱はできなくなります。 ●開扉、格納物のお受取等のお手続きにつきましては、原則、相続関係者様全員によるお手続きが必要です。
融資取引	●融資のお取引につきましては、お取引店又は相続センターよりご案内いたします。

2 残高証明書の発行について

被相続人様（亡くなられた方）の残高証明書の発行が必要な場合は、下記の書類をご用意のうえ、お取引店もしくは最寄りの当金庫本支店窓口又は相続センターにお申し付けください。残高証明書は相続人、遺言執行者、相続財産管理人等のいずれかお一人のご依頼により発行いたします。

ご用意いただく書類	●被相続人様の戸籍謄本等 ●ご依頼者様が相続人、遺言執行者、相続財産管理人等であることが分かる戸籍謄本・遺言書・審判書等 ●ご依頼者様の実印および印鑑証明書（発行後より6ヵ月）
発行手数料	●当金庫所定の発行手数料が必要となります。

相続のお手続のためには、被相続人様（亡くなられた方）を中心とした相続人様の関係を確認する必要があります。下記を参考に相続人様の関係をご確認ください。



■ 法定相続分・遺留分について

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者 : 1/2 子 : 1/2	配偶者 : 1/4 子 : 1/4
配偶者と父母	配偶者 : 2/3 父母 : 1/3	配偶者 : 1/3 父母 : 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 : 3/4 兄弟姉妹 : 1/4	配偶者 : 1/2 兄弟姉妹 : なし
配偶者のみ	全部	1/2
子のみ	全部	1/2
父母のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

※なお、子・直系尊属・兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

■ ことばの説明

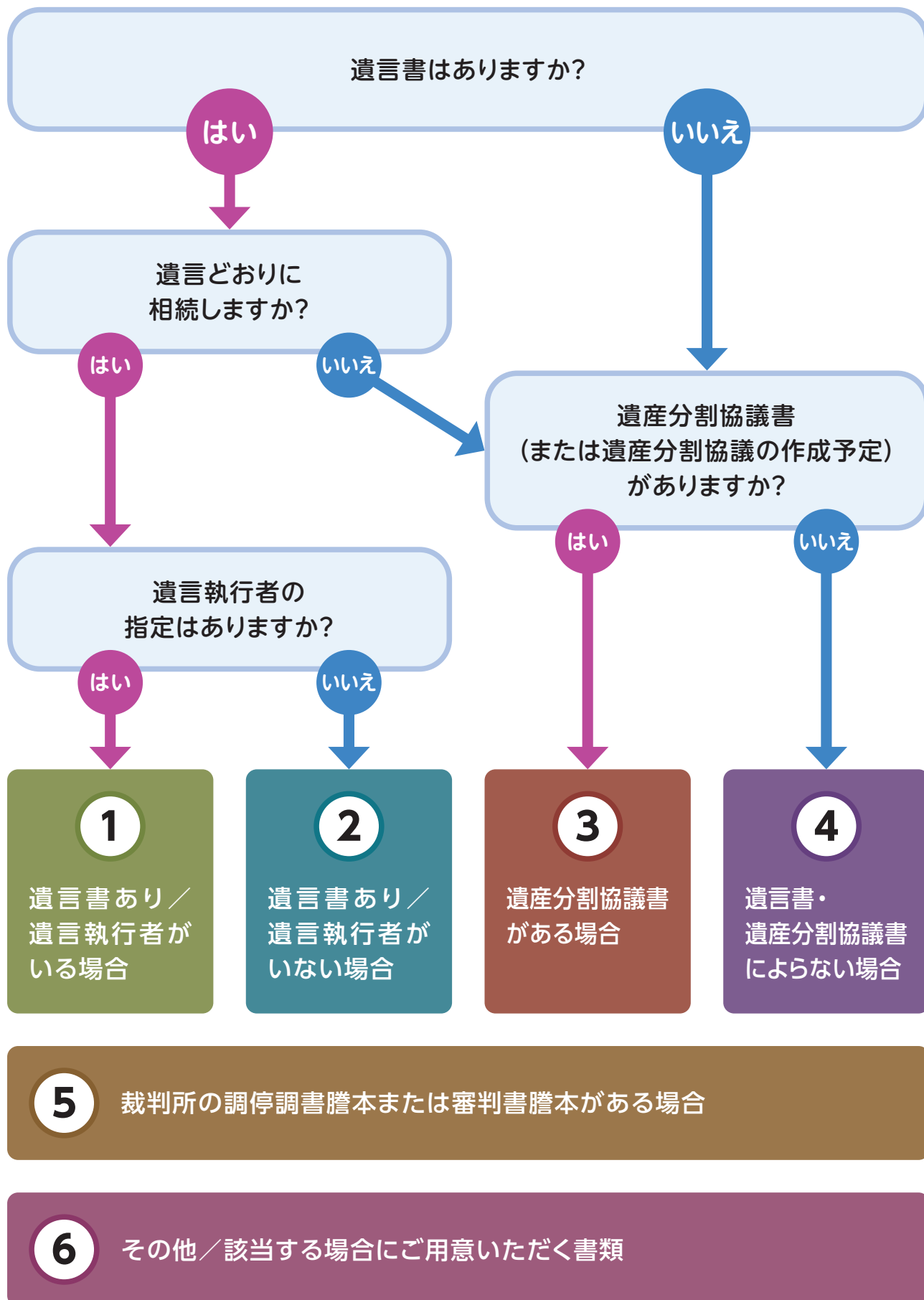
遺留分制度とは

遺留分とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことを言います。この遺留分を生前贈与や遺贈で侵害しても、法律上無効とはなりませんが、遺留分の権利のある相続人は、生前贈与または遺贈を受けた人に対して、その侵害された部分を請求（侵害額請求）することができます。

代襲相続人とは

被相続人の子・兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合には、被相続人の子の子（孫）、被相続人の兄弟姉妹の子（甥・姪）が相続人となります。この孫、甥・姪等を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものとなります。

相続手続においてご用意いただく書類を案内いたします。以下のフローチャートをもとにお客様がどのケースに該当するかをご確認ください。



1 遺言書あり／遺言執行者がいる場合

- 遺言により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合、相続手続には下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には遺言執行者様の署名・捺印が必要です。

No	書類名など	入手先
1	被相続人様 (亡くなられた方) の戸籍謄本等の公的資料 (※ 1) ● 「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。	市区町村役場等
2	遺言執行者様の印鑑証明書等 ● 発行より6ヵ月以内のもの	市区町村役場等
3	遺言執行者様の実印・職印	お客様
4	遺言書 ● 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客様
	検認済証明書 ● 公正証書遺言以外 (自筆証書遺言、秘密証書遺言等) の場合は、家庭裁判所での検認手続が必要です。	家庭裁判所
	遺言執行者選任審判書謄本 ● 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合にご準備ください。	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 ● 自筆証書遺言書を法務局 (遺言書保管所) で保管されている場合に必要です。	法務局
5	相続手続依頼書 (当金庫所定の依頼書) ● 遺言執行者様に署名・捺印をしていただきます。	当金庫
6	印鑑届 ● 預金等を名義変更にて相続される場合、新たな名義人様よりご提出ください。(既に所定の印鑑届をご提出いただいている方は、不要です)	当金庫
7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 (※ 2) ● お手続される預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨をご記入ください。	お客様

※ 1 「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。「法定相続情報一覧図」(後記、V必要書類の補足説明3参照)は法務局で入手できます。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送ください。

※ 2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

2

遺言書あり／遺言執行者がいない場合

- 遺言執行者の指定や選任がなく、受遺者様が相続手続をされる場合、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には受遺者様の署名・捺印が必要です。(※1)

No	書類名など	入手先
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※2) ●「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。(※3)	市区町村役場等
2	受遺者様の印鑑証明書 ●発行より6ヵ月以内のもの ●受遺者様が未成年者等の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
3	受遺者様の実印 ●代表して預金等の相続をされる受遺者様の実印が必要です。	お客様
4	遺言書 ●公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客様
	検認済証明書 ●公正証書遺言以外(自筆証書遺言、秘密証書遺言等)の場合は、家庭裁判所での検認手続が必要です。	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 ●自筆証書遺言書を法務局(遺言書保管所)で保管されている場合に必要です。	法務局
5	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) ●受遺者様に署名・捺印をしていただきます。	当金庫
6	印鑑届 ●預金等を名義変更にて相続される場合、新たな名義人様よりご提出ください。(既に所定の印鑑届をご提出いただいている方は、不要です)	当金庫
7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 (※4) ●お手持たれる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨をご記入ください。	お客様

※1 遺言の内容によっては、受遺者様のみの署名・捺印ではお手続できない場合があります。
詳しくは相続センターまでお問い合わせください。

※2 「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。「法定相続情報一覧図」(後記、V必要書類の補足説明3参照)は法務局で入手できます。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送ください。

※3 遺言書の内容によっては、遺言書がない場合と同様に、被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本等が必要となる場合があります。

※4 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

3 遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書に基づき相続手続をされる場合、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印が必要です。

No	書類名など	入手先
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本 (※1) ●「出生から死亡まで連続した戸籍謄本」をご準備ください。	市区町村役場
2	遺産分割協議書 ●すべての相続人様の署名・捺印が必要です。	お客様
	すべての相続人様の戸籍謄本(または戸籍抄本) (※1) ●被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 ※下記に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一の戸籍にいる場合 ・被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の姓名が被相続人様の戸籍から確認できる場合 ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続をされる方	市区町村役場
	すべての相続人様の印鑑証明書 ●遺産分割協議書の日付より6ヵ月以内に発行されたもの ●相続人様が未成年者の場合は代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
3	手続者様の実印 ●相続人様を代表して預金等の相続手続をされる方の実印が必要です。	お客様
4	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) (※2) ●当金庫の預金等を相続いただく方に署名・捺印をしていただきます。	当金庫
5	印鑑届 ●預金等を名義変更にて相続される場合、新たな名義人様よりご提出ください。(既に所定の印鑑届をご提出いただいている方は、不要です)	当金庫
6	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 (※3) ●お手続される預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨をご記入ください。	お客様

※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。「法定相続情報一覧図」(後記、V必要書類の補足説明3参照)は法務局で入手できます。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送ください。

※2 手続時に改めて、発行より6ヵ月以内の印鑑証明書のご郵送をお願いすることがあります。

※3 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

4

遺言書・遺産分割協議書によらない場合

- 相続人全員の合意に基づいて相続手続をされる場合は、下記の書類等が必要になります。
- 戸籍謄本、印鑑証明書等は原本の提示が必要となります。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」にはすべての相続関係者の署名・捺印が必要です。

No	書類名など	入手先
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本 (※1) ● 「出生から死亡まで連続した戸籍謄本」をご準備ください。	市区町村役場
2	すべての相続人様の戸籍謄本(または戸籍抄本) (※1) ● 被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 ※ 下記に該当する場合は不要です。 ・ 被相続人様と同一の戸籍にいる場合 ・ 被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の姓名が被相続人様の戸籍から確認できる場合 ・ 被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続をされる方	市区町村役場
3	すべての相続人様の印鑑証明書 ● 発行より6ヵ月以内のもの ● 未成年者が相続人様の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
4	手続者様の実印 ● 相続人様を代表して預金等の相続手続をされる方の実印が必要です。	お客様
5	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) ● 相続人関係者様全員に署名・捺印をしていただきます。	当金庫
6	印鑑届 ● 預金等を名義変更にて相続される場合、新たな名義人様よりご提出ください。(既に所定の印鑑届をご提出いただいている方は、不要です)	当金庫
7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 (※2) ● お手続される預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨をご記入ください。	お客様

※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。「法定相続情報一覧図」(後記、V必要書類の補足説明3参照)は法務局で入手できます。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送ください。

※2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

5 裁判所の調停・審判による場合

- 家庭裁判所の調停・審判で遺産分割が決定した場合は、以下の書類等が必要です。
- 調停調書（謄本）、審判書（謄本）、印鑑証明書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印が必要です。

No	書類名など	入手先
1	当金庫の預金等を相続される方の印鑑証明書 ● 発行より6ヵ月以内のもの ● 相続される方が未成年者等の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
2	当金庫の預金等を相続される方の実印	お客様
3	調停調書謄本 ● 調停による場合にご準備ください。	家庭裁判所
	審判書謄本・確定証明書 ● 審判による場合にご準備ください。	家庭裁判所
4	相続手続依頼書（当金庫所定の依頼書） ● 当金庫の預金等を相続される方に署名・捺印をしていただきます。	当金庫
5	印鑑届 ● 預金等を名義変更にて相続される場合、新たな名義人様よりご提出ください。（既に所定の印鑑届をご提出いただいている方は、不要です）	当金庫
6	被相続人様（亡くなられた方）の通帳・証書・キャッシュカード等（※1） ● お手続される預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨をご記入ください。	お客様

※1 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

6

その他／該当する場合にご用意いただく書類

- その他、該当する場合のみご用意いただく書類は下記の通りです。
なお、ケースによっては下記以外の書類等が必要となる場合があります。

No	書類名など	入手先
1	サイン証明書 (署名証明書) ならびに在留証明書 ● 海外に居住されている相続人様で、印鑑証明書を取得できない方は、大使館・領事館等で発行する「サイン証明書」ならびに「在留証明書」をご用意ください。	大使館・領事館等
2	特別代理人選任審判書謄本 ● 親権者と未成年者がともに相続人等の場合にご郵送をお願いすることがあります。	家庭裁判所
3	後見登記等の登記事項証明書 ● 相続人様に代理人 (成年後見人、保佐人、補助人等) が選任されている場合にご用意ください。	法務局
4	相続放棄申述受理証明書または通知書 ● 相続放棄をされた場合にご用意ください。	家庭裁判所
5	限定承認申述受理証明書または通知書 ● 限定承認をされた場合にご用意ください。	家庭裁判所
	相続財産管理人選任審判書謄本 ● 相続財産管理人が選任されている場合にご用意ください。	家庭裁判所
6	遺産整理に関する委任契約書等 ● 遺産整理受任者を選任されている場合にご用意ください。	お客様
7	遺言検索システム照会結果通知書 ● 遺言書の日付が古い場合等にご郵送をお願いすることがあります。	公証役場
8	戸籍の附票・住民票の除票 ● 被相続人様 (亡くなられた方) のご住所が当金庫への届出住所と異なる場合にご郵送をお願いすることがあります。	市区町村役場

1 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

- (1) 相続人様を確認するために、被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本が必要になります。婚姻、養子縁組・転籍・戸籍の所轄省令による改製の有無等により、複数の戸籍謄本が必要となる場合があります。

※一般の戸籍の他に、改製原戸籍、除籍謄本が必要となる場合があります。

※戸籍を電算化した自治体の場合、戸籍謄本は「戸籍全部事項証明書」として発行されます。

- (2) 戸籍謄本は亡くなられた時の本籍地の役所窓口で直接請求いただくか、郵送で請求いただくことになります。いずれの場合も事前に役所へ申請に必要な書類等をご確認ください。ご請求の際には、「相続手続に使用する」旨と「被相続人の出生から死亡まで連続している戸籍謄本が必要」な旨を一言申し添えてください。

なお、亡くなられた時の本籍地の役所ではすべての戸籍謄本が揃わず、従前の本籍地の役所へ申請が必要な場合があります。

保存年限や戦災等により、役所に戸籍謄本の保存がない場合は、その旨の証明書を役所に申請してください。

主な戸籍の変更理由

大正生まれの方の例

戸籍 ①

被相続人様がお生まれになった日

戸籍 ②

結婚にて別戸籍に入籍

戸籍 ③

家督相続（昭和22年5月までの旧民法にあった制度です）

戸籍 ④

昭和32年法務省令27号により改製したため、
戸籍③を消除し、新たに戸籍編製

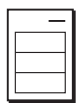
戸籍 ⑤

転籍（本籍地も変更した場合）

戸籍 ⑥

平成6年法務省令51号により改製したため、
戸籍⑤を消除し、新たに戸籍編製

亡くなられた日



戸籍謄本
× 6 通

この方の例では、計6通の
戸籍謄本が必要になります。

※ 上記は一般的な例ですので、被相続人様によって通数が異なります。

※ 「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送ください。

2 相続人様の戸籍謄本について (戸籍全部事項証明書)

(1) 被相続人様(亡くなられた方)の戸籍から婚姻や養子縁組等により除籍・転籍等されている場合は、現在の戸籍謄本(または戸籍抄本)が必要になります。但し、下記に該当する方は不要です。

- ・被相続人様と同一の戸籍にいる方
- ・被相続人様の戸籍から婚姻等で除籍されたが、現在の姓名が被相続人様の戸籍から確認できる方
- ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続をされる方

(2) 兄弟姉妹の方が相続人様の場合は、被相続人様のご両親の出生時から死亡時までの戸籍謄本および祖父母が亡くなられていることが分かる戸籍謄本をご用意ください。

3 法定相続情報証明制度について

この制度は、相続発生後に法定相続人またはその委任を受けた者が相続関係図を作成して法務局に申出することにより、法務局がその内容が正しいことを証明し、「法定相続情報一覧図の写し」を申出人に交付する制度です。

申出する場合は、被相続人様の出生時から死亡時までの戸籍謄本(または除籍謄本)と相続人様の戸籍謄本を取得し、「法定相続情報一覧図」を作成して戸籍謄本とともに法務局に提出します。法務局にて内容が正しいことを確認し、「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。制度の内容や手続方法等の詳細については、最寄りの法務局へお問い合わせください。

※「法定相続情報一覧図」をご郵送いただく場合、内容に異動がなければ前記1・2の戸籍謄本のご郵送は不要です。

【法定相続情報一覧図の写し】

法定相続情報番号 1200-17-00015

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地 出生 ○年○月○日 死亡 平成28年4月1日 (被相続人) 法 務 太 郎	住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和45年5月7日 (子) 法 務 一 郎 (申出人)
住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和47年3月5日 (子) 法 務 花 子	住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和47年3月5日 (子) 法 務 健 子
住所 ○県○市○町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (子) 法 務 健 子	住所 ○県○市○町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (子) 法 務 健 子

見 本

作成日: ○年○月○日
作成者: ○市○町○番地
(事務所: ○市○町○番地)

これは、平成28年 3月27日に提出された相続関係図に基づき法務局の調査・確認の結果、正しいと認められる。平成28年 3月27日 大田区法務局

登記官 大 阪 登 記 官 一 郎

(注) 本図は、提出された戸籍謄本等の記載に基づき作成されたものであり、実際の戸籍簿とは一致しない場合があります。また、相続関係図の提出は任意です。法務局に提出した場合は、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」を交付します。

1 / 1

■ 遺産整理業務とは

遺産整理業務とは、被相続人様（亡くなられた方）の財産（金銭、株式、不動産等）の種類や内容を把握し、その財産を評価したうえで、相続人の方々の協議により財産を分割し、これを各相続人様の名義へ変更する業務です。

ご多忙で時間的余裕がない方、相続手続に不慣れな方には、当金庫が提携している相続手続の専門家・サポート会社等をご紹介します。

ご相談にかかる費用は無料となっておりますので、お気軽にご相談ください。

なお、遺産整理業務にかかる手数料についてはお客様のご負担となります。

詳しくは、お取引店または相続センターまでお問い合わせください。

■ このような場合にご相談ください

- 財産の評価、財産の分け方（遺産分割協議）がわからない。
- 相続人、不動産等の財産が遠隔、または忙しくて手続する時間がない。
- 面倒な手続、金銭や不動産等の名義変更等を公正な第三者にまかせたい。
- 戸籍謄本等の必要書類の取得、司法書士や税理士の紹介等一括して相続手続をまかせたい。

MEMO



京都信用金庫

〒600-8005 京都市下京区四条通柳馬場東入

TEL **0120-385-055** (相続センター)

<https://www.kyoto-shinkin.co.jp/souzoku/>

「コミュニティ・バンク京信」は京都信用金庫のブランドネームです。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

2023年10月2日現在